

物権総論

第1 物権的請求権

【物権的請求権の攻撃防御の構造】

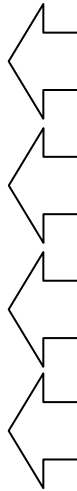
①請求原因その1	
Kg	物権に基づく返還請求(引渡)
	物権に基づく妨害排除請求 (抹消登記請求を含む)
	物権に基づく妨害予防請求

※各物権に基づいてどの請求ができるかは検討の必要

※返還請求か妨害排除請求かは占有侵奪による侵害の場合は前者, それ以外だと後者



②抗弁	
E	占有正権限の抗弁(返還請求に対して)
	登記保持権限の抗弁(抹消登記請求に対して)
	対抗要件(欠缺)の抗弁
	対抗要件具備による物権所有権喪失の抗弁(所有権に基づく請求に対して)
	消滅時効の抗弁
	時効取得による所有権喪失の抗弁
	即時取得による所有権喪失の抗弁
	留置権の抗弁(目的物引渡請求に対して)



③対抗要件欠缺に対する再抗弁	
R	対抗要件具備の再抗弁

④対抗要件具備に対する再抗弁	
R	先立つ対抗要件具備

⑤時効取得に対する再抗弁	
R	推定・暫定事実の反証

⑥即時取得に対する再抗弁	
R	推定・暫定事実の反証
	盗品例外(193条)

※所有権は一つしか存在しえないので, 自己の所有権取得を主張することで反射的に相手方の所有権喪失を基礎づけることができる。このような意味で, 即時取得や時効取得は抗弁としても機能する。他方で, 請求する際の自己の所有権を基礎づけるためにも用いることができる。

第2 債務不履行に基づく損害賠償（415条）

1 請求原因

- (1)債務不履行に基づく損害賠償請求を主張する(415条)。その要件は、①債務不履行②損害の発生及びその額③①と②の相当因果関係(416条)である。
- (2)②損害の発生及び額について、個々の損害事実のうち、相当因果関係の範囲内にある損害が賠償範囲となり、その範囲での損害事実を金銭評価した額について、損害の発生及び額が認定される。そこで、③の判断は、②の判断の一部として行うこととなる。
- (3)③については、債務者への帰責の問題であるから、予見当事者を債務者とし、また債務不履行時に予見できる場合履行すべきであるから、判断時を債務不履行時とする。

※帰責性については、その不存在を相手方が抗弁として主張することになる。

(1)請求の可否

ア 積極的債権侵害（拡大損害）

- (1)債権者の被った損害は本来の債務の不履行自体から生じたものではなく、履行する際の過失から生じたものである。そこで、このような給付対象以外に損害が発生した拡大損害についても、債務不履行に基づく損害賠償責任（415条）が発生するかが問題となる
- (2)この点、契約関係にある当事者は、一般市民の関係とは異なり相互に協力しあう必要がある。したがって、信義則（1条2項）の見地から、債務者には債務履行に際して相互に相手方の生命・身体・財産に損害を発生させないよう注意する保護義務が発生していると解すべきである。したがって、かかる保護義務に違反する場合には債務不履行責任が生じうる

債権総論

(2)要件②③

ア 損害賠償額の算定方法と算定時期—相当因果関係説

(1)目的物の時価が債務不履行時より上昇している場合、債権者は現在の時価を損害賠償として請求できるか。損害賠償額の算定時期が問題となる。

(2)416条の定める損害賠償の範囲とは債務不履行と損害の相当因果関係で画定されるものである。そして、416条1項は相当因果関係の原則を明らかにし、2項はその基礎とすべき特別の事情の範囲を示した規定である。目的物の価格騰貴は416条2項の特別事情として考慮される。

(3)価格騰貴事例の処理⁵⁰

損害賠償額の算定時期は、金銭債権である損害賠償請求権の内容は請求権発生時に定めることからすれば、①原則として債務不履行時の目的物の時価による。もっとも、②例外的に、目的物価格が高騰しつつあるという特別の事情があり、債務者が債務不履行時においてその事情につき予見可能であった場合は、債権者は騰貴価格（現在の時価）を特別損害として請求できる。但し、③債権者がその騰貴した価格まで目的物を持ち続けることなく、騰貴前に目的物を処分したであろうと予想された場合は、原則に立ち返り債務不履行時の時価となる

(4)中間価格最高型の処理

さらに、価格が一旦騰貴した後に下落した場合は、債権者が転売等により騰貴価格による利益を確実に取得したと予見できる場合に、特別損害として中間最高価格を請求できる

イ 損害賠償額の算定方法と算定時期—義務射程説

(1)損害賠償請求の賠償額の範囲・因果関係について伝統的通説は相当因果関係説であった。もっとも、完全賠償制のもとでのかかる考え方は、制限賠償制の日本では妥当しない。

契約には契約の拘束力が認められるので、債務不履行の損害賠償請求は、かかる契約が実現されなかった場合の契約で約束された利益の喪失という意味での、損害のリスク分配であると解する。そこで、416条は、債務不履行の保護範囲を定めた規定であると考えられる。そのため、事実たる損害のうち、①債務不履行と事実的因果関係がある損害について②契約の保護範囲に入る損害を③金銭算定したものが損害賠償額となる。

(2)また、損害賠償請求の本質が契約に基づく損害のリスク分配にあることから、②の判断において416条を用いる際は、契約締結時の両当事者の予見可能性を基礎に考えるのが原則である。もっとも、債務者には信義則上の損害軽減義務が認められるため、債務者が債務不履行時に特に予見していた損害も契約の保護範囲に含まれるものとする。

⁵⁰ 債権者が転売目的でなく自己所有目的で不動産を買い受けた場合でも、目的物の価格の高騰を損害賠償算定の考慮要素としてよい。このような場合であっても、買主は債務不履行がなければ、騰貴した価格のあるその不動産を現に保有しえたはずであるため、履行不能の結果買主の受ける損害額は、その不動産の騰貴した現在の同格を基準として算定するのが相当だからである（最判昭和47年4月20日）

第3 危険負担

1 危険負担の攻撃防御構造

(1)前提として、危険負担について534条の規定と536条1項の規定がそれぞれ債権者主義と債務者主義を定めているため、その関係が問題となる。

仮に、534条と536条1項の規定はそれぞれ適用領域を異にするものとして並立しているものとみると、特定物に関する物権の移転を目的とした契約では534条が適用され、そうでない場合は536条が適用されることになる⁶²。

しかし、双務契約の各債務は牽連性を有しているため、それを尊重し、一方の債務が消滅した場合は他方の債務も消滅するのが原則であるとするのが妥当であると考え(条文による効果ではなく、契約の一般原則として)。そして、536条1項はそのことを確認した規定であって、その原則の例外として534条が適用されると考えることができる。

(2)以上を前提にすると、双務契約の一方の債務が消滅した場合もう一方も当然消滅したことがまず抗弁となる。すなわち、536条1項により①売買契約の締結、②その一方の債務の履行不能を主張立証することにより、自己の債務は消滅したとして請求を拒絶することができる。

これに対して、534条が適用される場合例外的に自己の債務は存続するため、これは再抗弁として位置づけられることになる(534条の要件については次の論証を参照)。

2 債権者主義と危険移転の時期

(1)債権者主義が妥当する場合、534条にはいつ対価危険が移転するのか書かれていないため、その時期が問題になる。

(2)この点、目的物の所有権は売買契約の成立と同時に移転すること(民176)から、目的物の価値上昇の利益を負う者が危険を負担すべきとして契約成立時に対価危険の移転を認める見解がある。しかし、価値上昇に対応する危険は価値下落の危険であり、目的物滅失の際の対価危険ではない。

また所有者こそが目的物滅失の危険を負うべきと主張する見解もあるが、観念的な所有権の存否で対価危険を決めるよりも、実際に滅失時にその目的物を支配していたものこそがその滅失の危険を回避することのできる可能性のあった者であり、対価危険を負うべき者であると考えられる。

したがって、民法534条1項の対価危険が移転するのは、売買契約の成立時ではなく、目的物の支配が移転したときであると考えられる。

(3)では具体的に支配が移転した時とはいつかが問題となるが、この点については目的物につき管理可能性があった場合には目的物を滅失の危険から回避させる可能性があったということから、管理可能性を基準として考えるべきであると思われ、売買契約においてそれは引渡時であると考えられる⁶³。

(4)よって、債権者主義が認められるためには、①目的物が特定物であること(1項)又は目的物が特定したこと(2項)、②支配移転後の目的物の滅失、③債務者の帰責事由の不存在が要件として挙げられる。

⁶² 改正民法は並立説を前提とする。しかし現行民法でこの見解をとると、特定物の場合534条・それ以外の場合536条と分類するため、534条の帰責性要件は無視することになり、条文解釈として問題がある。

⁶³ 支配移転時説に対する反論…条文上適用は制限されていないし、所有者が危険を負担するとの原則からは契約締結時に所有権移転とともに危険も買主に移転するというべきである。また、534条は任意規定であるので特約で排除することも可能である。したがって、同条の適用を制限すべきではないと解する(契約締結時に危険が移転する)